

(参考3) 旅館業法に定める構造設備及び衛生措置の基準

1 構造設備等の基準 *旅館業法施行令

区分	基準
構造設備	客室の延べ床面積は、33m ² 以上であること。
	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね 1m以上であること。
	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
	宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。
	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。
	適当な数の便所を有すること。

2 衛生措置等 *鳥取県旅館業法施行条例

区分	基準
清潔	浴衣、布団の襟部及びまくらを覆うための布並びに敷布は、宿泊者ごとに洗濯したものをを用いること。
	便所、下水溝等には、ねずみ及び昆虫の防除装置を施し、その駆除に努めること。
定員	客室には、客室の有効面積 1.5m ² について1人を超えて客を収容してはならない。
浴室	浴室は、外部から見通すことのできないようにすること。
	原湯、原水、あがり湯及びあがり水（水道水を使用するものを除く。以下において同じ）並びに浴槽水は、レジオネラ属菌 10cfu/100ml 未満となるよう水質を管理し、適合しない場合は直ちに適切な措置を講じること。
	原湯、原水、あがり湯及びあがり水並びに浴槽水は、次に掲げるところにより水質検査を行い、その結果の記録を検査の日から3年間施設に保管すること。 ア 原湯、原水、あがり湯及びあがり水は、1年に1回以上 イ 浴槽水は、浴槽ごとに、連日使用浴槽水（浴槽水を循環させ、及びろ過して再利用する浴槽水（毎日、原湯及び原水のみを使用して完全に交換するものを除く））にあっては1年に2回以上、それ以外の浴槽水にあっては1年に1回以上
	原湯を貯留する槽は、1年に1回以上、清掃及び消毒を行うとともに、適切な方法で生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。以下同じ。）を除去すること。
	浴槽水は、入浴者ごとに完全に交換する場合を除き、入浴者が使用する際には満水にし、かつ、原湯、原水又は十分にろ過した湯水を供給することにより清浄を保つこと。
	次に掲げるところにより、浴槽水を原湯及び原水のみを使用して完全に交換するとともに、浴槽を清掃すること。ただし、温泉が浴槽内に自噴している浴槽にあっては、完全に交換することを要しない。 ア 連日使用浴槽水は、1週間に1回以上 イ 連日使用浴槽水以外の浴槽水は1日1回以上
	浴槽にろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上、ろ過器、湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管等（以下ろ過器等という。）の清掃及び消毒を行うとともに、1年に1回以上、適切な方法でろ過器等の生物膜を除去すること。
	あがり湯、あがり水、打たせ湯には、浴槽水を再利用しないこと。
	浴槽水を消毒するときは、次のいずれかの方法により行うこと。 ア 塩素系薬剤を使用し、入浴時の遊離残留塩素濃度を 1L あたり 0.2mg から 0.4 mg までに保つ方法。 イ 消毒の効果がアに掲げる方法と同等以上であると知事が認める方法。
	清掃及び消毒の実施状況を点検表に記録するとともに、当該点検表を記録の日から3年間施設に保管すること。